

### はじめに

我が国では、高度経済成長期以降に大量の公共建築物やインフラ施設（以下「公共施設等」と称します。）が整備されてきました。今後、これらは老朽化し更新等が必要になり、多額の財政需要が見込まれる状況にあります。他方で、我が国の経済社会情勢は厳しく、多くの都市では、高齢化の進展による社会保障費の増加、生産年齢人口の減少による税収の低下など、公共施設等を取巻く財政状況は厳しくなると予測されています。

本市においても同様の状況にあり、これらの諸問題を解決し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けていくためには、施設の統廃合を見据えた計画的、効率的な施設管理が必要不可欠であると考えております。

そのため、公共施設やそれを取り巻く長期的な人口や財政状況等を把握し、持続的な公共サービスの提供を可能とするための今後の公共施設等の管理のあり方について本計画に取りまとめました。

今後は、市民の皆さまと将来のあるべき姿について考えていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。

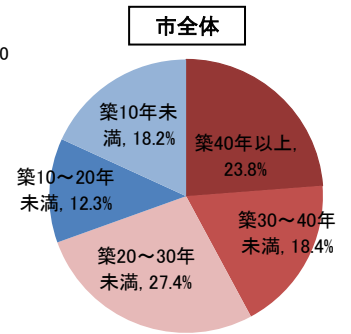
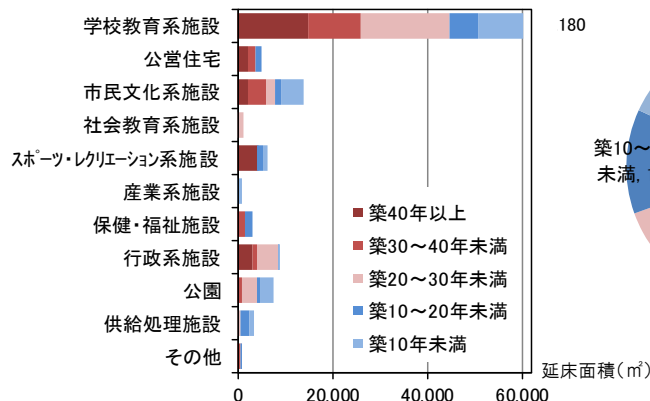
## 公共施設等の現状と課題

### 公共施設等の老朽化が進み今後、大量に更新等が必要になります。

本市は、公共建築物（普通会計施設）を113施設・床面積約11万㎡保有しています。

これらの施設の老朽化の状況は、築40年以上のものが全体の約2割を占め、築30年～40年のものをあわせると約4割を占めており、近い将来更新等が必要になります。

■公共建築物(普通会計施設)の類型別建築経過年数



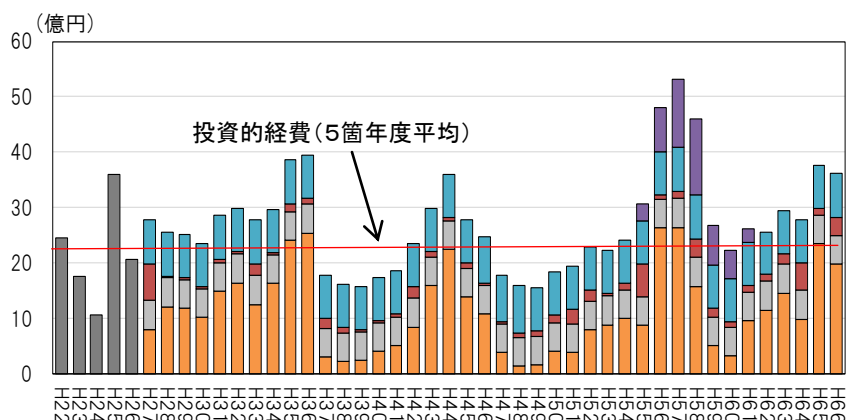
### 現在の投資レベルでは、全ての公共施設等は更新できません。

この公共建築物を全て維持し続け、大規模修繕や更新を行うと仮定した場合、1年あたり11.4億円必要となります。その一方で、投資的経費の直近5年間の平均は9.3億円となり、年間2.1億円不足する試算となります。

インフラ施設についても、本市が保有する施設全てを維持し続け、更新を行うと仮定した場合、1年あたり15.9億円必要となる一方で投資的経費の直近5箇年の平均は12.4億円となり、年間3.5億円不足する試算となります。

■全ての公共施設等を更新した場合の整備額

- 下水道整備額
- 上水道整備額
- 橋りょう整備額
- 道路整備額
- 公共建築物整備額
- 投資的経費

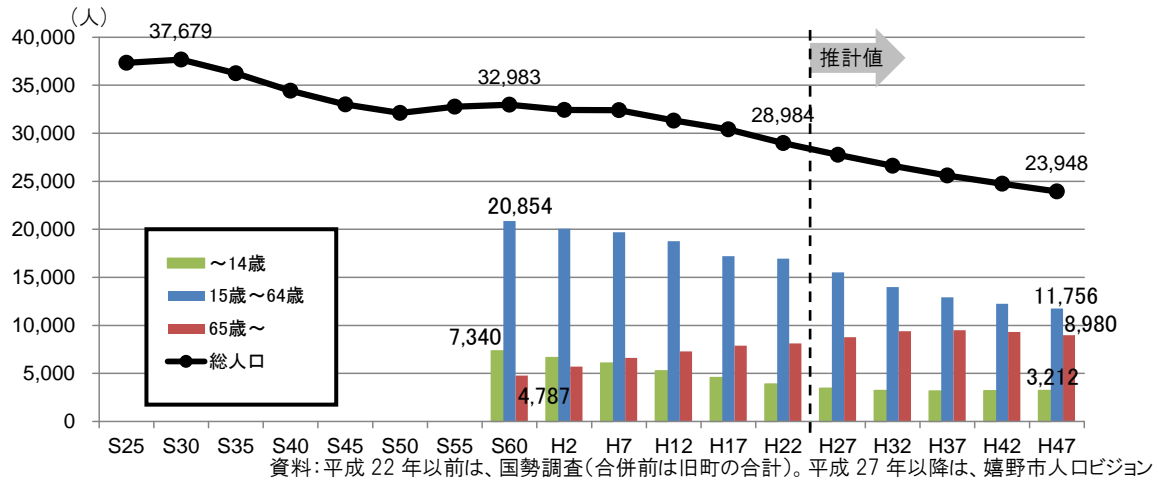


**今後、施設需要は低下し、自主財源も低下します。**

本市の人口は、昭和30年以降の減少傾向が今後も続き、平成22年から平成47年にかけて28,984人から23,948人（平成22年比、83%）に減少し、施設需要も低下していくことが見込まれます。

また、15歳以上65歳未満の生産年齢人口も16,959人から11,756人（同69%）に減少し、自主財源もこれに合わせて低下していくことが見込まれます。

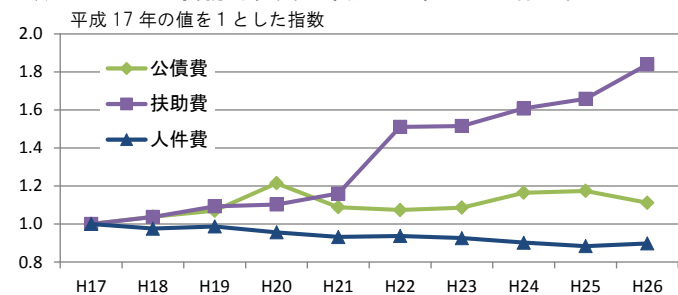
**■総人口や年齢階層別人口の推移及び今後の見通し**



**現在の投資レベルを維持することは困難になります。**

本市の歳出のうち扶助費は高齢化に伴って増加傾向にありますが、今後も増加の見込みであり、公共施設等の投資的経費を現状レベルで維持し続けることは厳しく、施設量の適正化、効率的な維持管理を行い施設の更新費等を抑制していく必要があります。

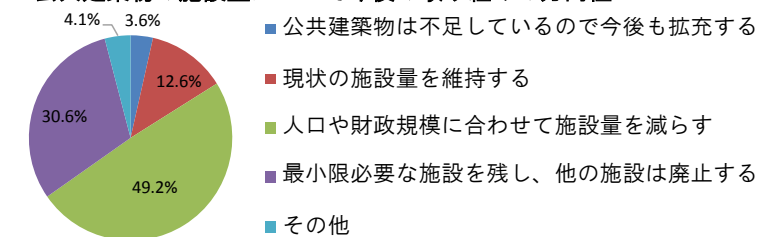
**■歳出における義務的経費の平成17年からの増加率**



**多くの市民が「必要に応じて施設を減らす必要がある。」と考えています。**

施設量の適正化の方向性については、市民アンケートにおいて「人口や財政規模に合わせて、施設量を減らす」「最小限必要な施設を残し、他の施設は廃止する」といった意見が全体の8割近くを占めています。

**■公共建築物の施設量について今後の取り組みの方向性**



**アンケート調査の概要**

- ・実施対象：無作為に抽出した満18歳以上の市民1,390名
- ・実施時期：平成28年5月2日から平成28年5月20日（金）まで
- ・実施方法：郵送による配布、回収
- ・回収数：375票（回収率27.0%）

**インフラ施設を減らすことは困難です。**

インフラ施設は生活を支える重要な施設であるため大量に廃止することは困難であり、安定的な維持管理を行っていくためには、維持管理の効率化等の対策が必要です。

**施設の耐震化、安全性の確保が必要です。**

施設の安全面では、新耐震基準が適用される1981年以前に建築された建築物が全体の31.3%（延床面積ベース）を占め、なかには耐震性を有さない建築物も存在しており、これらの耐震化が必要となっています。供用廃止により使用しなくなった施設については、倒壊等による人的被害の発生を抑制していく必要があります。

# 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

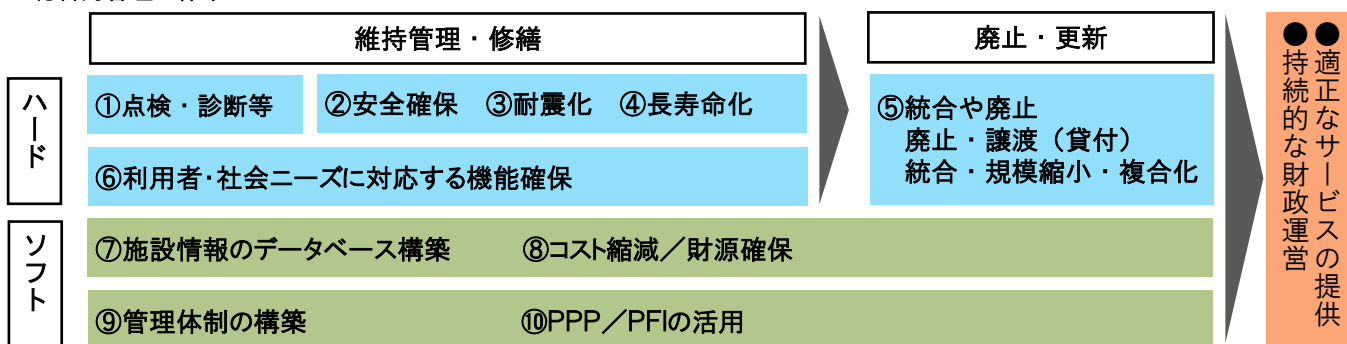
## 計画期間

建築物や橋りょうの耐用年数は 60 年とされるものもあり、これらの施設の更新サイクルや、将来の財政・人口予測を踏まえ、今後の管理のあり方を示す計画であるため、計画期間は概ね 40 年とします。

## 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

利用者が快適に施設を利用できる「適正なサービスの提供」と「持続的な財政運営」の実現を目指し、施設の維持管理、修繕、廃止・更新等について、ハード施策とソフト施策を総合的に取り組みます。

### ■総合的管理の体系



### ① 点検・診断等の実施方針

- ・損傷が軽微な段階に予防的な修繕を行うことでトータルコストの縮減が可能です。そのため、施設の劣化や損傷、原因を早期に発見できるように法定点検に加え、職員や施設管理者等による定期的な点検・診断を実施します。
- ・点検・診断を適切にかつ効率的に行えるようにマニュアルを作成します。
- ・対象施設の継続利用予定に応じて点検・診断方法を設定します。
- ・職員や施設管理者への点検教育を実施します。

### ② 安全確保の実施方針

- ・危険性が認められた場合は、直ちに利用者の安全を確保したうえで、修繕等の対策を実施します。
- ・利用見込みのなくなった施設は立ち入りを禁止し、出来るだけ早期に取り壊します。

### ③ 耐震化の実施方針

- ・耐震診断が必要な建築物は早急に診断を実施し、対象施設の耐震化を実施します。これ以外の耐震性を有さない施設についても耐震化を実施します。
- ・インフラ施設については、緊急輸送路の道路や橋りょう、幹線となる上水道の耐震化を優先に進めます。

### ④ 長寿命化の実施方針

- ・継続利用する施設については、定期的な点検・診断結果をふまえて計画的に修繕等を行う予防保全型管理

- により長寿命化を推進し、トータルコストの縮減を図ります。

- ・各種長寿命化計画を本計画と整合を図る観点で見直しを行います。未策定の施設についても長寿命化計画を策定します。

### ⑤ 統合や廃止の推進方針

- ・建築物については、人口減少等による施設需要の変化、隣接市町間や国県との共同利用、民間への移譲、施設管理費用等を踏まえ、持続的な管理が可能な施設量へ見直します。
- ・施設の更新にあたっては、地域間の均衡、施設利用者のアクセス性、管理の効率性を考慮するとともに、アンケートによる「日常的に利用する施設は地域ごとに、全市的に利用される施設は中核的な地域（嬉野や塩田の中心地）に集約化する」といった意見をふまえ、統合・複合化を推進します。
- ・インフラ施設は現状維持を基本としますが、利用需要が著しく低下した施設については廃止・縮小に努めます。
- ・施設の統合や廃止等を行う際は説明会を開催し、市民の理解を得ながら進めます。

### ⑥ 利用者・社会ニーズに対応する機能確保の方針

- ・バリアフリー化などの施設利用者ニーズや環境対応などの社会ニーズに対応する機能を確保し、適正な公共サービスを提供します。

### ⑦ 施設情報のデータベース構築の方針

・施設管理情報及び管理経費、施設利用状況等を電子データベースに記録し、管理方策検討の基礎資料として活用します。

### ⑧ コスト削減／財源確保の方針

- ・長寿命化や統合・廃止による管理コストの削減に加え、今後整備する施設についても、スケルトンインフィルの活用などにより将来の施設需要の変化に対応し長期間利用できる施設整備等を推進しトータルコストの削減を図ります。
- ・安定的な管理を継続して行えるように、余剰施設の貸付や売却、施設使用料の見直し、施設整備時の国や県の補助の活用等により財源を確保します。
- ・公共施設建設基金の活用や更新時期の調整等により年度間の管理コストの平準化を行います。
- ・施設の管理コストの低減やサービス改善に寄与する指定管理者制度の導入について可能な施設については検討を進めます。

### ⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

・総合的かつ計画的な管理を実施していくため、施設の管

理状況や利用状況等の一元管理、施策再編時の庁内調整、計画の進行管理等を担う専門部署を設置するとともに、庁内の横断的な調整を可能とする市長をトップとした全庁的な検討体制を構築します。

- ・職員が維持管理に関する問題意識をもち、自らの創意工夫によって効率的・効果的な管理を行えるよう職員への研修等を実施します。
- ・国、県及び近隣市町との連携や、利用者である市民との協働による管理も視野に入れ方策について検討します。

### ⑩ PPP／PFIの活用方針

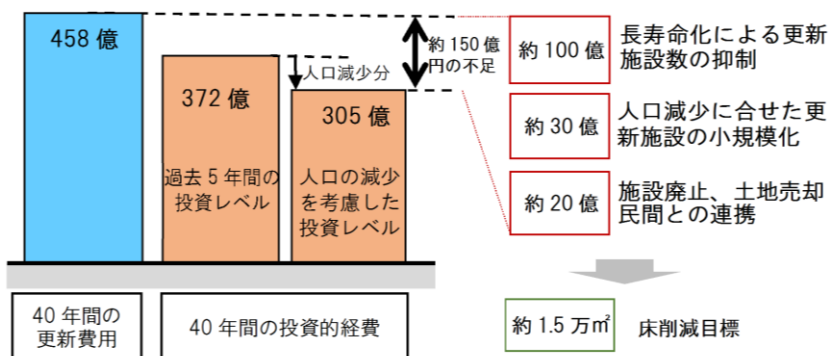
- ・新たな施設整備や施設運営を効率的・効果的に行っていくため、様々なノウハウや資金を有する民間事業者を活用するPPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)／PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)、包括的民間委託発注などの導入については、国の示す「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」に基づき、優先的検討規程を設けるなど積極的に検討します。
- ・民間施設を活用するなど公共施設によらない公共サービスの提供についても検討します。

## 公共建築物の削減目標

本市で過去 5 年間に公共建築物の整備、修繕等に充てた投資的経費の平均は 9.3 億円であり、40 年間では 372 億円となります。今後は人口が減少することが確実であり、この減少を考慮すると、確保可能な投資的経費は 305 億円となります。一方で、本市が現在保有する施設を全て更新すると想定した場合、今後 40 年間で 458 億円必要となり、この差額の約 150 億円の不足の解消に向け、下記の数値指標をめやすに各種取組を進めます。

そのうち現在までに施設更新について方針が決まっているのが、嬉野市体育館と旧社会体育館を統合した「嬉野市総合体育館(仮称)」と、嬉野公民館と嬉野地区コミュニティセンターを統合した「うれしの市民センター(仮称)」の2箇所です。

### ■公共建築物削減目標等



## 計画の進行管理（フォローアップの実施方針）

本計画は、今後、各種取組を実施しながらストックしていく管理実績情報を活用しながら、定期的に全庁的な検討体制において進行管理を行うとともに、管理費用や使用期間等の精度を高め、財政状況や環境の変化に応じた実効性の高い計画へ見直しを行っていきます。

### 【問合せ先】

嬉野市 総務企画部  
 財政課 資産管理グループ  
 〒849-1492  
 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲  
 1769 番地  
 TEL:0954-66-9114  
 FAX:0954-66-3119  
 E-mail :zaisei@city.ureshino.lg.jp

